

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
令和6年1月12日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300232号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2300072号

## 第1 結論

1 請求期間①、②、④、⑦、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮及び⑯について、請求者のA社における別表の第1欄に掲げる賞与支給年月日の標準賞与額を、同表の第4欄に掲げる標準賞与額にそれぞれ訂正することが必要である。

請求期間①、②、④、⑦、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮及び⑯に係る別表の第1欄に掲げる賞与支給年月日の訂正後の標準賞与額(以下「訂正後の標準賞与額」という。)については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間①、②、⑦、⑪、⑫、⑭、⑮及び⑯に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(請求期間⑮については、訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められ、請求期間④、⑨、⑩及び⑬に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間⑧について、請求者のA社における別表の第1欄に掲げる賞与支給年月日の標準賞与額を、同表の第4欄に掲げる標準賞与額から同表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

請求期間⑧の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成21年12月  
② 平成22年8月  
③ 平成22年12月

- ④ 平成 23 年 8 月
- ⑤ 平成 23 年 12 月
- ⑥ 平成 24 年 8 月
- ⑦ 平成 24 年 12 月
- ⑧ 平成 25 年 8 月
- ⑨ 平成 25 年 12 月
- ⑩ 平成 26 年 8 月
- ⑪ 平成 26 年 12 月
- ⑫ 平成 27 年 8 月
- ⑬ 平成 27 年 12 月
- ⑭ 平成 28 年 6 月
- ⑮ 平成 28 年 12 月
- ⑯ 平成 30 年 7 月

請求期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭及び⑯においてA社に勤務し賞与の支給を受けていたにも関わらず、各請求期間に係る賞与の記録が確認できないため記録を訂正してほしい。また、請求期間⑮については、賞与の記録があるが、現在の記録よりも高額の賞与を受けていたので、記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

- 1 請求期間①、②、④、⑦、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮及び⑯については、支給及び控除資料（請求者から提出された金融機関の取引履歴及び預金通帳の写し、A社から提出された請求者に係る平成 25 年冬季賞与支払明細書、金融機関から提出された請求者の取引明細書並びに当該請求期間に係る複数の同僚の賞与支払明細書をいう。以下同じ。）並びに事業主の陳述により、請求者はA社から別表の第1欄に掲げる日において、同表の第2欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支給を受け、当該賞与から同表の第3欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料（以下「保険料」という。）を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①、②、④、⑦、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮及び⑯に係る標準賞与額については、支給及び控除資料により確認又は推認できる保険料控除額から、別表の第4欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求期間①、②、④、⑦、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮及び⑯の賞与に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、請求期間①、

②、⑦、⑪、⑫、⑭、⑮及び⑯に係る保険料（請求期間⑮については、訂正前の標準賞与額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、事業主が請求期間④、⑨、⑩及び⑬の賞与に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、日本年金機構が保管している当該期間に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表によると、当該期間に係る賞与については「不支給」として届出されていることが確認できることから、年金事務所は当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間⑨については、前記平成25年冬季賞与支払明細書により、請求者は、A社から別表の第2欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与を支給されたことが確認できることから、同表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

3 請求期間③、⑤、⑥及び⑧については、請求者に係る預金通帳の写しの振込金額により、前後の月と比較して大きく乖離した金額が振り込まれていることが確認できるところ、複数の同僚から提出された賞与に係る明細書及び金融機関の取引履歴により、給与と賞与が合算されて振り込まれていることが確認される上、事業主、B市及びC市から当該期間の賞与額及び保険料額を推認できる資料を得ることができない。

このほか、請求者の請求期間③、⑤、⑥及び⑧における賞与支給額及び保険料控除額を確認及び推認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の請求期間③、⑤、⑥及び⑧における標準賞与額に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

別表

請求期間	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
	賞与支給年月日	賞与支給額に見合う標準賞与額	厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額	厚生年金特例法訂正後の標準賞与額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準賞与額
①平成21年12月	平成21年12月25日	23万5,000円	23万円	23万円	—
②平成22年8月	平成22年8月10日	20万円	20万円	20万円	—
④平成23年8月	平成23年8月15日	20万円	19万6,000円	19万6,000円	—
⑦平成24年12月	平成24年12月20日	30万円	28万1,000円	28万1,000円	—
⑨平成25年12月	平成25年12月20日	25万円	24万5,000円	24万5,000円	25万円
⑩平成26年8月	平成26年8月25日	20万円	19万6,000円	19万6,000円	—
⑪平成26年12月	平成26年12月25日	25万円	25万円	25万円	—
⑫平成27年8月	平成27年8月14日	28万円	28万円	28万円	—
⑬平成27年12月	平成27年12月25日	31万円	31万円	31万円	—
⑭平成28年6月	平成28年6月10日	33万円	33万円	33万円	—
⑮平成28年12月	平成28年12月22日	36万3,000円	36万3,000円	36万3,000円	—
⑯平成30年7月	平成30年7月10日	40万円	40万円	40万円	—